

## 保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年6月17日

名古屋税関長 奈良井 功

### 記

- 被許可者の住所及び名称  
静岡県富士市鈴川町2番1号  
田子の浦埠頭株式会社
- 保税蔵置場の名称及び所在地  
田子の浦埠頭株式会社前田 保税蔵置場  
静岡県富士市前田字茨島443番地5  
静岡県富士市前田字茨島443番地5先
- 更新した期間  
自 令和8年8月1日  
至 令和14年7月31日